

議第52号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

第49条第4項中「100分の108を乗じて」を「消費税額等相当額を加えて」に改める。

第50条第6項及び第7項中「及び」を「並びに」に改め、「含む。）」の右に「及びその額から消費税額等相当額を除して得た額」を加える。

第54条第3項中「並びにその数量及び」を「, 数量並びに」に、「(消費税額等相当額を含む。) 及び」を「及び卸売決定価格の合計額並びに」に改め、同条第5項中「及び」を「並びに」に改め、「含む。）」の右に「及びその額から消費税額等相当額を除して得た額」を加える。

第57条第2項第4号中「の100分の8に相当する額」を「に係る消費税額等相当額」に改める。

第58条第1項前段中「卸売価格」を「卸売決定価格」に改め、「得た額」の右に「に当該額に係る消費税額等相当額を加えて得た額」を加える。

第61条第1項中「100分の108を乗じて」を「消費税額等相当額を加えて」に改める。

別表第4 使用料の欄を次のように改める。

| 使 用 料 |
|---|
| 卸売決定価格の合計額の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額 |

| | |
|---|------------|
| 第50条第2項の許可を受け、買入れて販売した物品の売上金額（消費税額等相当額を除く。以下同じ。）の1,000分の3に相当する額に100分の110を乗じて得た額 | |
| 売上金額の1,000分の2.5に相当する額に100分の110を乗じて得た額 | |
| | 円 |
| | 3,218 |
| | 2,194 |
| | 1,463 |
| | 2,440 |
| | 2,564 |
| | 2,158 |
| | 1,835 |
| | 5,998 |
| | 6,910,551 |
| | 10,297,100 |
| | 459,800 |
| | 425 |
| | 1,197 |
| | 1,694,000 |
| | 2,357,201 |
| | 3,749 |
| | 2,270 |
| | 848 |

別表第6調理実習室の項中「5,140円」を「5,230円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「8,220円」を「8,380円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市中央卸売市場業務条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例第50条第6項及び第7項並びに第54条第3項及び第5項の規定は、平成31年11月10日までに行うべき同年10月分の報告から適用し、同年9月以前の月分の報告については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例別表第4及び別表第6の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正等に伴い、使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。